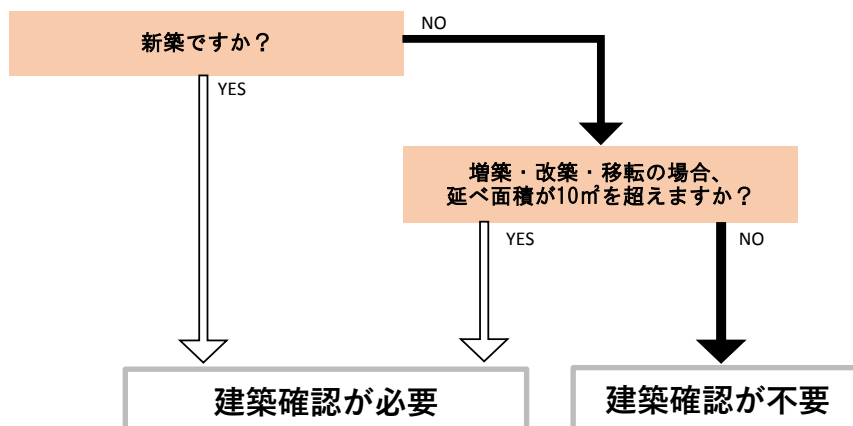


■家または倉庫などの建築物を建てる時【中区の場合】



■その他、建築確認が必要な場合

○特殊建築物

◇特殊建築物とは（建築基準法 別表第1より）

- ①劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場など
- ②病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍など
- ③学校、体育館など
- ④百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場など
- ⑤倉庫など
- ⑥自動車倉庫、自動車修理工場など

○建設設備（エレベーター、エスカレーターなど）

○工作物

- ・ 6 mを超える煙突
- ・ 15 mを超えるRC造または鉄骨の柱（アンテナなど）
- ・ 4 mを超える広告塔、記念塔
- ・ 8 mを超える高架水路、サイロなど